

医療機関各位

AOTS 研修生 受診に際してのお願い

AOTS の研修生が受診を希望しています。受付および医療費のお支払につきまして次の要領でお取扱いいただけますと幸いです。何卒ご協力の程よろしくお申し上げます。

受付に際して

AOTS研修生の診療に関する証明書		研修生No. 99999
氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	
受入企業	一般財団法人 海外産業人材育成協会	
研修期間	XXXX年XX月XX日～XXXX年XX月XX日	
印・印鑑	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	
生年月日	XXXX.XX.XX	性別 XXXX
発行年月日	XXXX年XX月XX日	

(一財) 海外産業人材育成協会
AOTS (HIDA)

研修生個人別診療費請求書
(レセプト診療報酬請求書をご送付下さい)

一般財団法人海外産業人材育成協会 発
20 年 月 日

研修生氏名
氏名
性別
年齢

①AOTS研修生の診療に関する証明書(以下「医療カード」といふ)の提示を求め、本人確認をお願いします。
②医療カードの有効期間は研修スタート直後の研修期間です。
③AOTSの研修生の医療にかかるとの必要額は、本人負担割合が負担となります。
④研修期間中に加入の協会に本人負担割合、本人負担割合を記載して送付下さい。
⑤請求書(請求書)は研修生本人に記入して送付して下さい。
⑥請求書は、研修生個人別診療費請求書(以下「請求書」といふ)を添付して送付して下さい。請求書の提出は、研修生個人別診療費請求書を送付して後に行ってください。
⑦請求書は、研修生個人別診療費請求書(以下「請求書」といふ)を添付して送付して下さい。請求書の提出は、研修生個人別診療費請求書を送付して後に行ってください。

請求書の提出は、研修生個人別診療費請求書(以下「請求書」といふ)を添付して送付して下さい。請求書の提出は、研修生個人別診療費請求書を送付して後に行ってください。

請求書	請求書	請求書
-----	-----	-----

請求書

「AOTS 研修生の診療に関する証明書」(医療カード)の提示を求めてください。

医療カードの有効期間は、研修期間です。受診日が有効期間内かご確認後、医療カードは研修生にご返却ください。

研修生から「研修生個人別診療費請求書」が提出されます。研修生記入欄及び受入企業記入欄に、研修生氏名、症状、同行者氏名等必要事項が記入されているかご確認ください。

<医療費ご請求方法>

同請求書の診療費請求者欄及び振込先欄にご記入・ご捺印の上、保険診療に準じたレセプトを添付して、AOTSへご送付ください。

歯科診療の場合、請求書は診療・調剤された年度内の3月16日までに必ず届くようお送りください。

医療費のお支払

「研修生個人別診療費請求書」ご送付翌月末に、ご指定の銀行口座へお振込いたします。

AOTS の研修生には海外旅行保険を付保しています。医療費はご請求に基づき、AOTS が契約する損害保険会社(歯科診療費は AOTS)からお支払いたします。なお、本制度につきましては厚生労働省、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会に協力依頼をしております。

AOTS 研修生とは

一般財団法人海外産業人材育成協会(略称 AOTS)が経済産業省より国庫補助金の交付を受け、開発途上国への技術協力の一環として行う研修事業のもと、日本の企業/団体の協力を得て受け入れている研修生です。

お問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)
研修・派遣業務部 受入経理グループ
電話: 03-3549-3053 FAX: 03-3549-3055
住所: 〒104-0061
東京都中央区銀座5-12-5 白鶴ビル4F